

1 研究の問題意識



研究の問題意識

- ・年金に関する所得税・住民税に関する試算を行うことにより、税の負担のあり方についての研究
- ・拠出や運用の際は非課税、給付の際は課税となる
- ・引退期の収入は現役の頃と比べると少ないため、年金給付に課税しても、負担は小さい
- ・これが課税に対して逆進的に働くならば問題である。退職金への税優遇も同様であり、少なくとも年金給付並みの課税が望ましい



2 所得税と住民税の仕組み



所得金額

税率

1000円から194万9000円

5 %

195万円から329万9000円

10 %

330万円から694万9000円

20 %

695万円から899万9000円

23 %

900万円から1799万9000円

33 %

1800万円から3999万9000円

40 %

4000万円以上

45 %

(1) 所得税・住民税の算出方法

表1 実際にかかる税金の計算表（所得税）

(1) 所得税・住民税の算出方法

●住民税

地方税の1つで都道府県民税特市町村税の2つを合わせたものである5000円ほど払う均等割と10%ほど払う所得割がある

	都道府県税	市区町村税	合計
所得割	4 %	6 %	10 %
所得割（指定都市）	2 %	8 %	10 %
均等割	1500円	3500円	5000円

表2 実際にかかる税金の計算表（住民税）

●社会保険料控除

納税者が自身と親族の負担すべき社会保険料を支払った場合に支払った金額の所得控除を受けられること

iDeCoと社会保険料控除は併用可能だが社会保険料は全額ではなく、一部となっている

自らが掛けた金額分積み立てた年金のこと

(2) 社会保険料控除と限界税率

(2) 社会保険 料控除と限界税率

●限界税率

課税時の増加の比率のこと

●租税支出

「租税」の最大の目的として、歳出を賄う財源を確保することとされている

(3) 租税支出とは何か

(3) 租税支出とは何か

●歳入損失法

基準となる税制と比較して、課税された状態よりも、どれだけ税収が減ったのかを計測することにより、「租税支出」の金額を計測する方法



1 研究の問題意識

LOREM IPSUM DOLOR SIT AMET,
CONSECTETUR ADIPISCING ELIT.



研究の問題意識

- ・年金に関する所得税・住民税に関する試算を行うことにより、税の負担のあり方についての研究
- ・年金課税の原則は、拠出や運用の際は非課税、給付の際は課税となる
- ・しかし、引退期の収入は現役の頃と比べると少ないため、年金給付に課税しても、負担は小さい
- ・これが課税に対して逆進的に働くならば問題である。退職金への税優遇も同様であり、少なくとも年金給付並みの課税が望ましい





2 所得税と住民税の仕組み

LOREM IPSUM DOLOR SIT AMET,
CONSECTETUR ADIPISCING ELIT.



(1) 所得税住民税の算出方法

所得金額	税率
1000円から194万9000円	5 %
195万円から329万9000円	10 %
330万円から694万9000円	20 %
695万円から899万9000円	23 %
900万円から1799万9000円	33 %
1800万円から3999万9000円	40 %
4000万円以上	45 %

(1) 所得税住民税の算出方法

●住民税

地方税の1つで都道府県民税特市町村税の2つを合わせたものである5000円ほど払う均等割の10%ほど払う所得割がある

(2) 社会保険料控除と限界税率

●社会保険料控除

納税者が自身と親族の負担すべき社会保険料を支払った場合に支払った金額の所得控除を受けられること

(2) 社会保険料控除と限界税率

- 限界税率

課税時の税率の増加のこと

(3) 租税支出とはなにか

- 租税支出

「租税」の最大の目的は、
歳出を賄う財源を確保す
ること。とされている

(3) 租税支出とはなにか

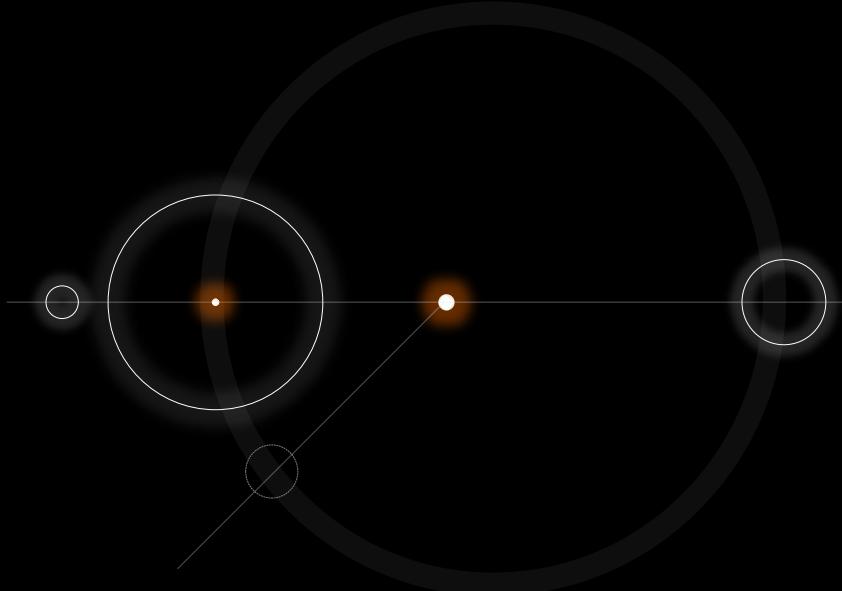
●歳入損失法

基準となる税制と比較して、課税された状態よりも、どれだけ税収が減ったのかを計測することにより、「租税支出」の金額を計測する方法



第3章

試算の前提条件



- ・現役期の収入と引退期の年金を連動させる。
- ・これにより、生涯の税負担を比較できる。年金課税の実態をさぐることができる。

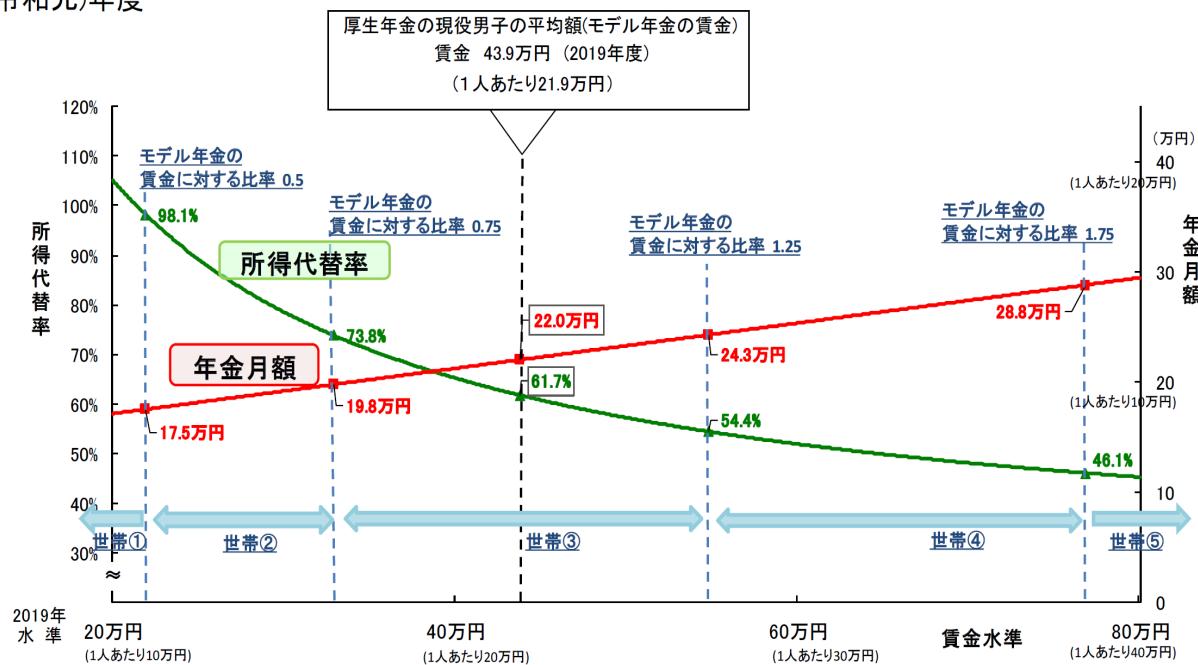
データはあるのか？

厚生労働省（2019）「2019年財政検証関連資料」をもとに、給与と年金を設定

賃金水準(1人あたり)別の年金月額及び現役時の賃金比率 <現在(2019年度)>

- 厚生年金の年金月額や所得代替率は、世帯類型によらず世帯の賃金水準(1人当たり)によって決まる。このことから、モデル年金の賃金を中心とし、賃金に対する比率0.5, 0.75, 1.25, 1.75倍の賃金を基準とし、年金月額や所得代替率がどのようになるか示した。
- 公的年金は所得再分配機能を有することから賃金水準が高い世帯ほど、年金月額は高く所得代替率が低くなる構造となっている。
- 所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要である。

- 2019(令和元)年度



- 図からの読み取り

● モデル世帯：現役時の月収 43.9万円
引退時の月額年金 22.0万円
うち妻の基礎年金 6.5万円
従って、夫の引退時の月収 15.5万円

- 収入階級の設定

対モデル世帯比 0.5, 0.75, 1.25, 1.75
これより I - V の収入階級を設定
(上記の計算を繰り返す)

試算の前提：給与と年金

	現役時代			引退時代（厚生年金とその他）		
	月収	給与年収	iDeCo掛け金	月額	年金額	私的年金
第Ⅰ分位	22.0	264.0	0	11.0	132.0	0.0
第Ⅱ分位	32.9	394.8	0	13.3	159.6	10.0
第Ⅲ分位	43.9	526.8	14.4	15.5	186.0	20.0
第Ⅳ分位	54.9	658.8	14.4	17.8	213.6	40.0
第Ⅴ分位	76.8	921.6	18.8	22.3	267.6	60.0

- 現役期と引退期の年収は、厚労省「2019年 財政検証関連資料」をもとに設定
- iDeCo掛け金は、任意設定。サラリーマンの収入に応じて、Ⅲ分位ならば14.4万円負担できると考えた。
➤ iDeCoによる租税支出（所得税・住民税の減額）を試算する。
- 私的年金は、厚労省「国民生活基礎調査」における2018年の平均値20万円をもとに、任意設定。
➤ 私的年金の受給を加味すると、引退期の税負担はどうなるかを試算する。

実効税率と租税支 出率の算式

実効税率 = (所得税+住民税) / 年収

租税支出率 = -租税支出 / 年収



収入階級ごとに、限界税率が異なる
→高所得者で実効税率は上昇、
租税支出率のマイナス幅は拡大
一方、住民税率は10%の比例税
→この比例税は、どんな影響を招く？



4章

現役時代の実効税率 と租税支出

もくじ

第1節 試算結果 1

収入階級別の
実効税率と租
税支出を比較

第2節 試算結果 2

実効税率と租税
支出の寄与度を
比較

第3節 考察

実効税率と租税
支出の寄与度か
らわかる問題点

第1節：試算結果 1

収入階級別の実効税率と
租税支出を比較

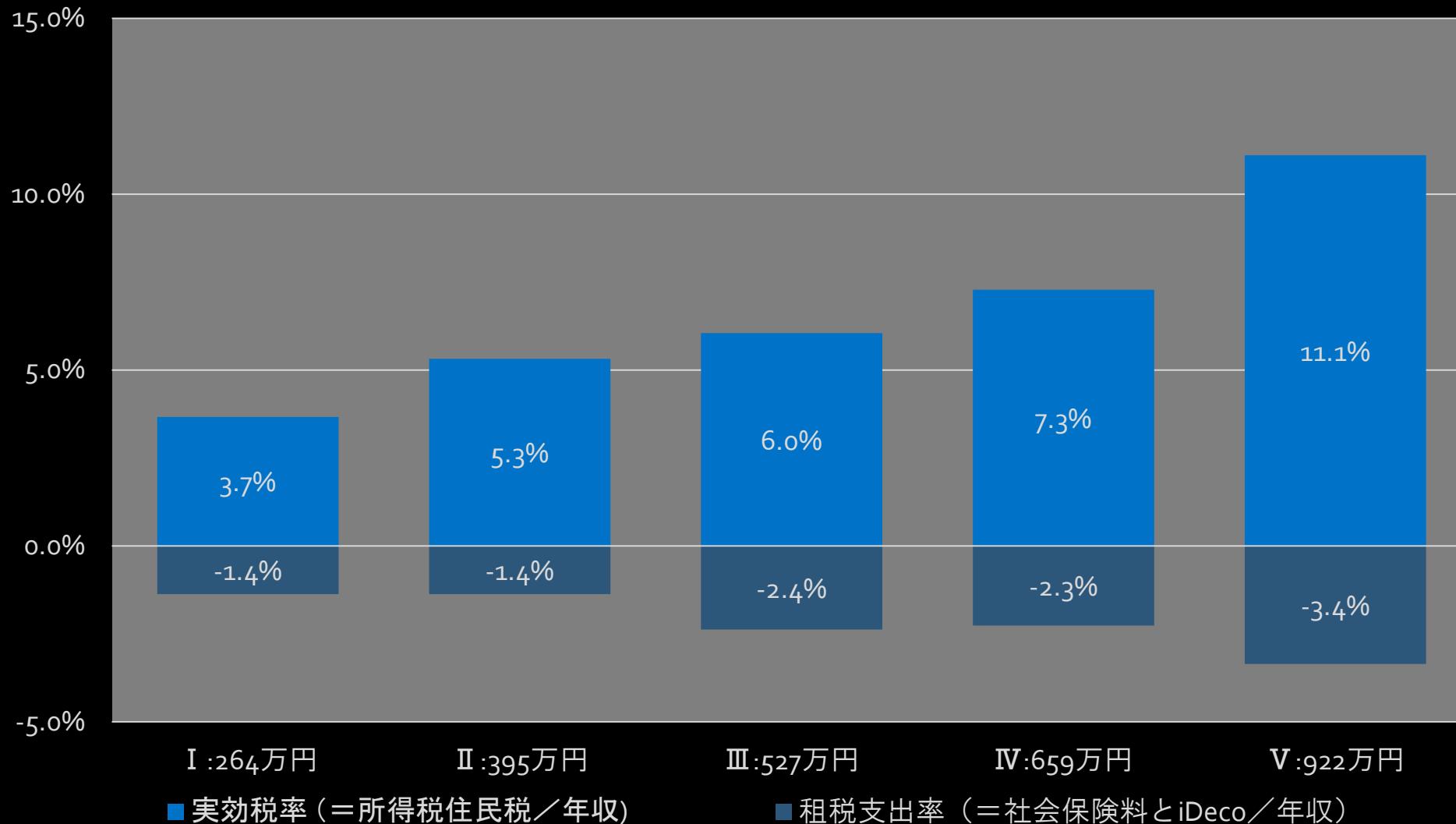
夫婦世帯の場合の試算フロー

収入分位	I	II	III	IV	V
年収うち給与所得(a)	2,640,000	3,948,000	5,268,000	6,588,000	9,216,000
年収うち退職金					
年収うち年金所得					
給与所得控除	872,000	1,229,600	1,493,600	1,758,800	1,950,000
公的年金等控除	1,200,000	1,362,000	1,575,200	1,773,200	2,015,800
退職所得控除額					
基礎控除（所得税）	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
基礎控除（住民税）	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000
配偶者控除（所得税）	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
老人控除配偶者控除（所得税）	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
配偶者控除（住民税）	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000
老人控除配偶者控除（住民税）	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
社会保険料控除15%	396,000	592,200	790,200	988,200	1,382,400
社会保険料控除（うち年金9.15%）(b)	241,560	361,242	482,022	602,802	843,264
iDeCo掛け金	0	0	144,000	144,000	188,000
共済等掛金料控除（うちiDeCo）(b')	0	0	144,000	144,000	188,000
合計所得（所得税・課税ベース）	512,000	1,266,200	1,980,200	2,737,000	4,735,600
合計所得（住民税・課税ベース）	712,000	1,466,200	2,180,200	3,037,000	5,035,600
所得税の限界税率	5%	5%	10%	10%	20%
所得税	25,600	63,310	100,520	176,200	519,620
住民税	71,200	146,620	218,020	303,700	503,560
所得税+住民税(c)	96,800	209,930	318,540	479,900	1,023,180
実効税率(c/a)	3.7%	5.3%	6.0%	7.3%	11.1%
租税支出率(d=(b+b')×限界税率)	36,234	54,186	125,204	149,360	309,379
租税支出率(e=-d/a)	-1.4%	-1.4%	-2.4%	-2.3%	-3.4%
租税支出なしケースの実効税率(d-e)	5.0%	6.7%	8.4%	9.6%	14.5%

- ◆左表は夫婦世帯(妻:専業主婦)の年収別の税金と保険料を示したものである。
- ◆中級世帯を基準のⅢとして、Iを低所得世帯、Vを高所得世帯として考える。
- ◆収入から、給与所得控除、基礎控除、配偶者控除、社会保険料控除を引き、課税ベースを求める。累進税率を適用して所得税を算出。比例税率を適用して住民税を算出。
- ◆実効税率とは年収における税金の負担率で、高いほど負担が大きい。
- ◆租税支出率とは政府が負担する負担率で、この値が小さいほど負担率が大きくなる。

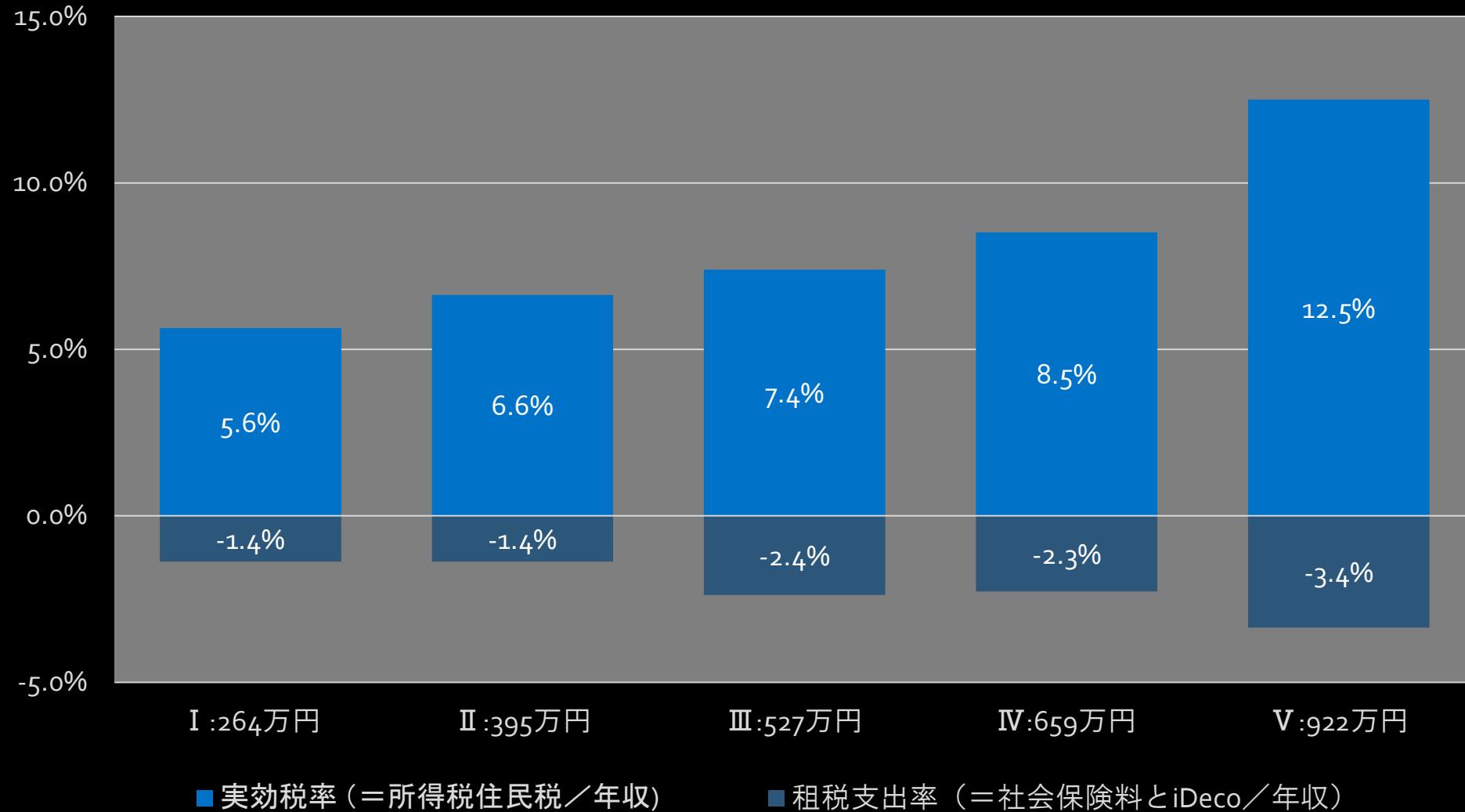
試算結果：実効税率は3.7%~11.1%、租税支出率は-1.4%~-3.4%

(1) 夫婦世帯(妻は専業主婦)



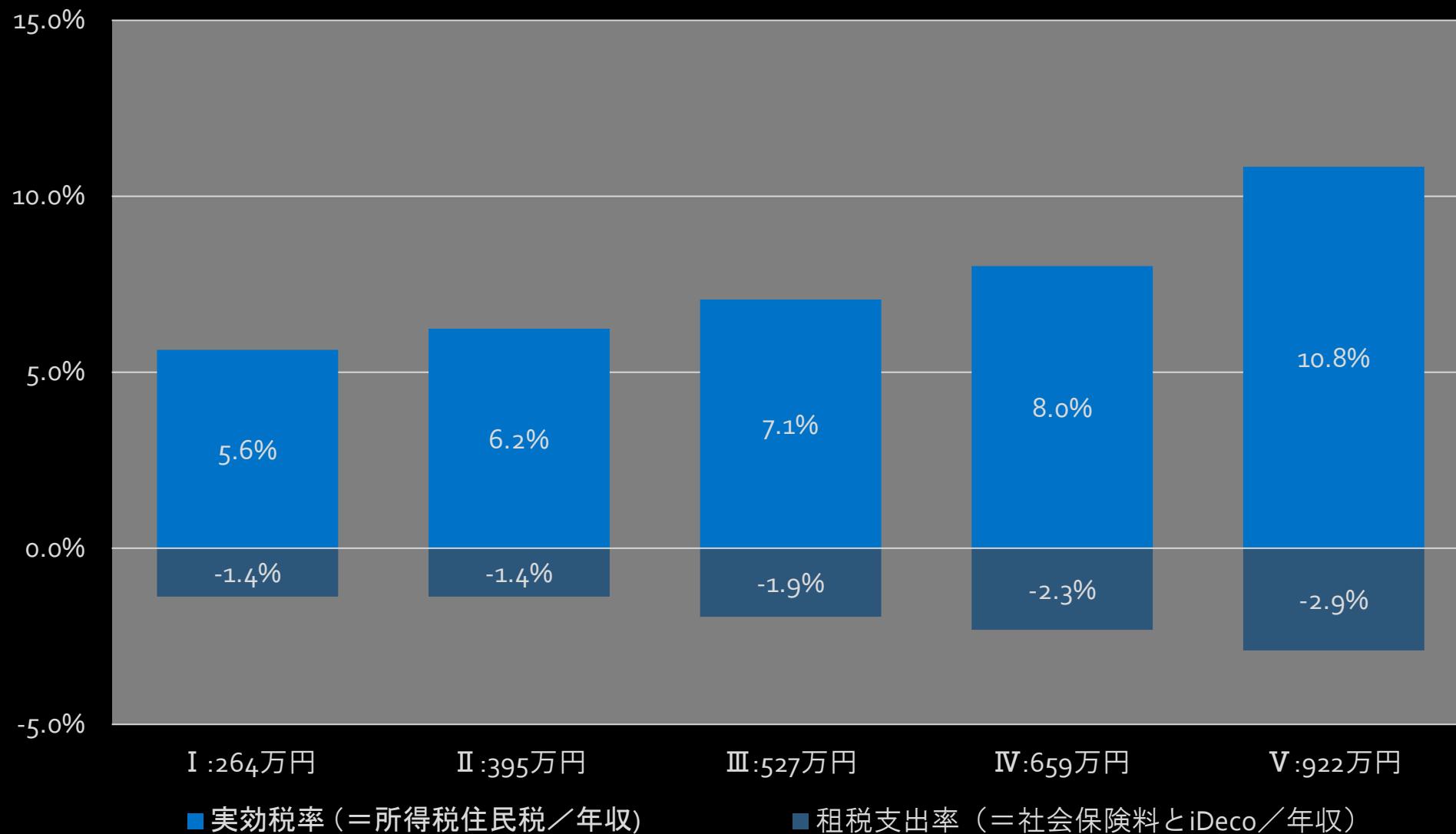
試算結果：単身世帯の実効税率はやや上昇。租税支出率は同じ。Contoso

(2-1) 単身世帯

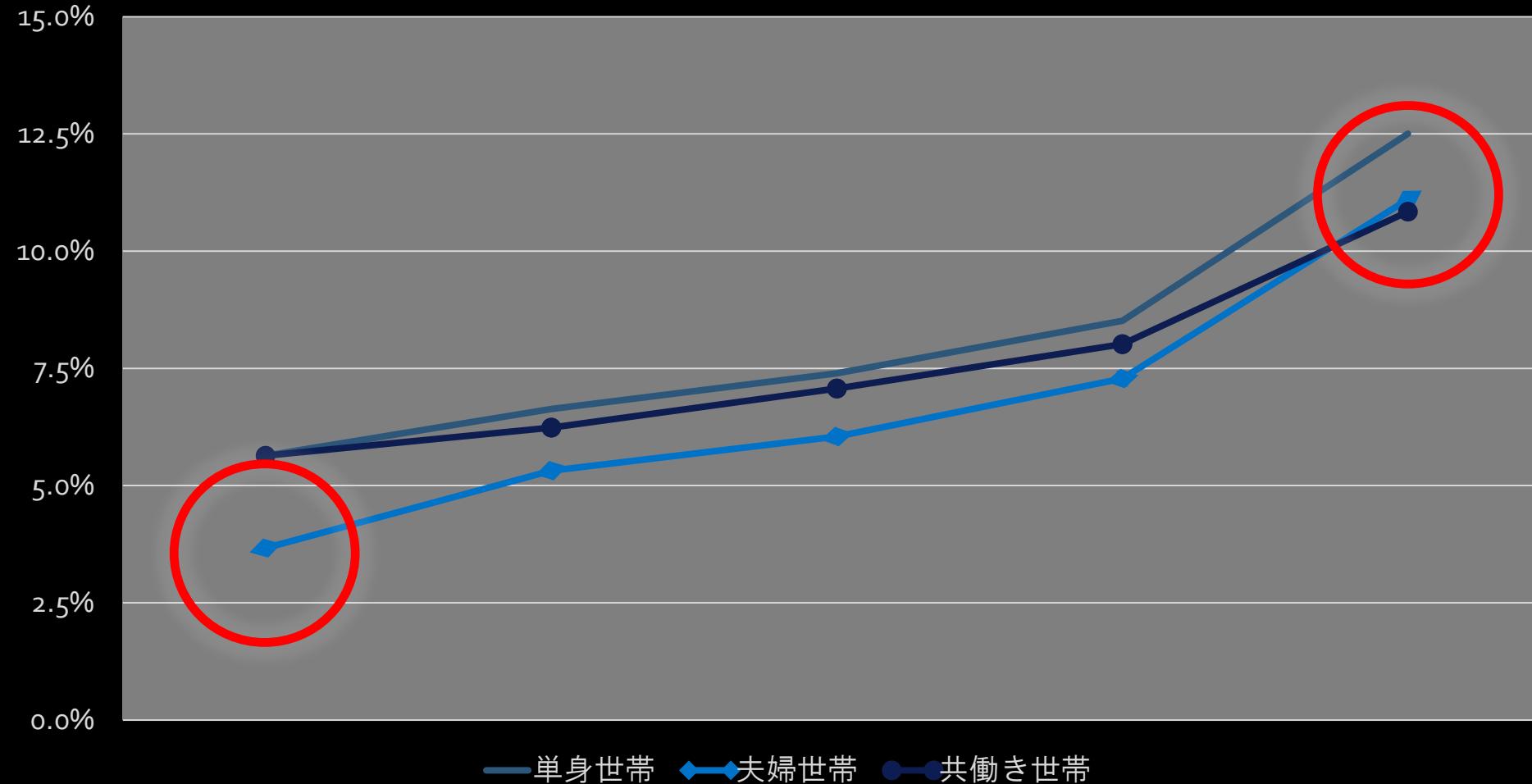


試算結果：共働き世帯の実効税率はやや上昇。租税支出率は縮小。

(2-2) 実効税率と租税支出：共働き世帯

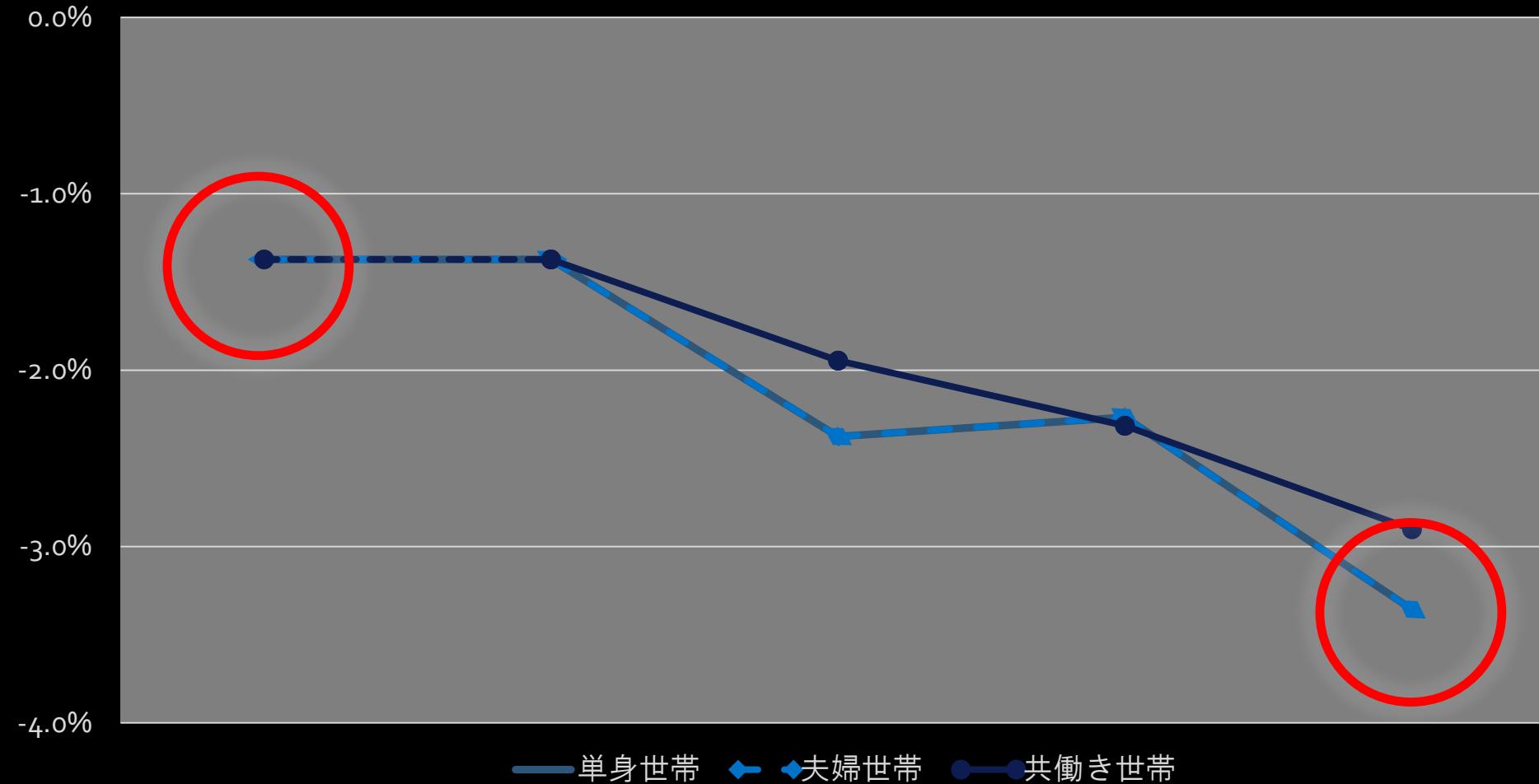


世帯タイプ別の実効税率

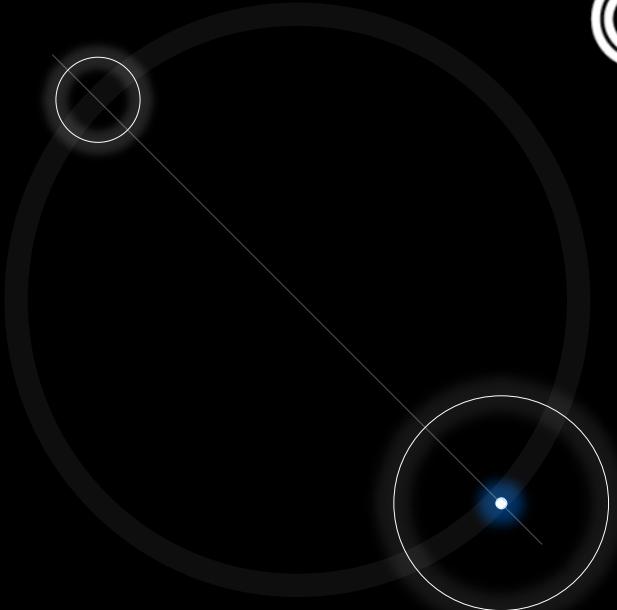


低所得(左端)と高所得(右端)では 7.3% ポイントの差(累進性)

世帯タイプ別の租税支出率



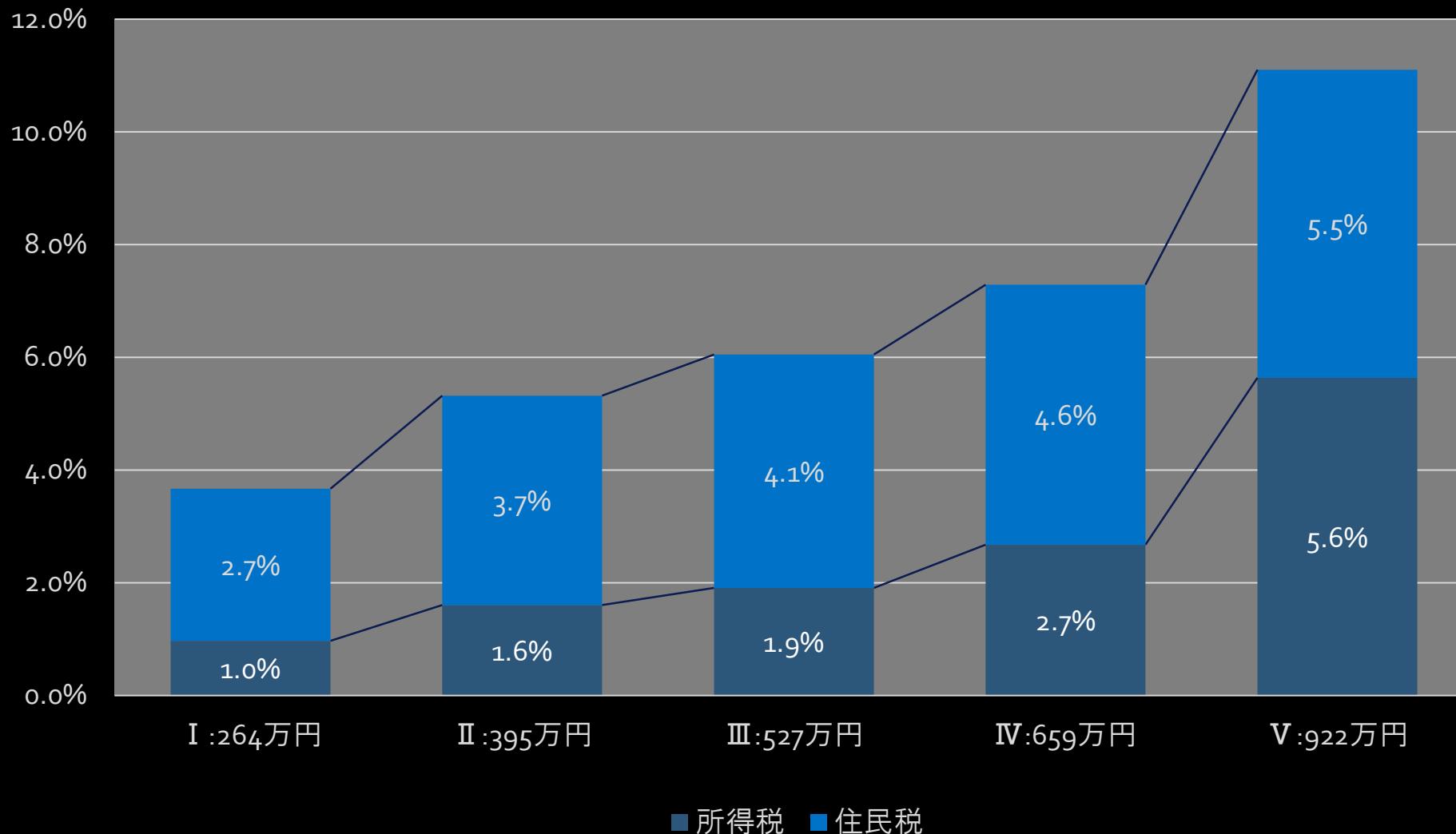
低所得世帯(左端)と高所得世帯(右端)では2.0%ポイントの差(逆進性)



第2節：試算結果 2

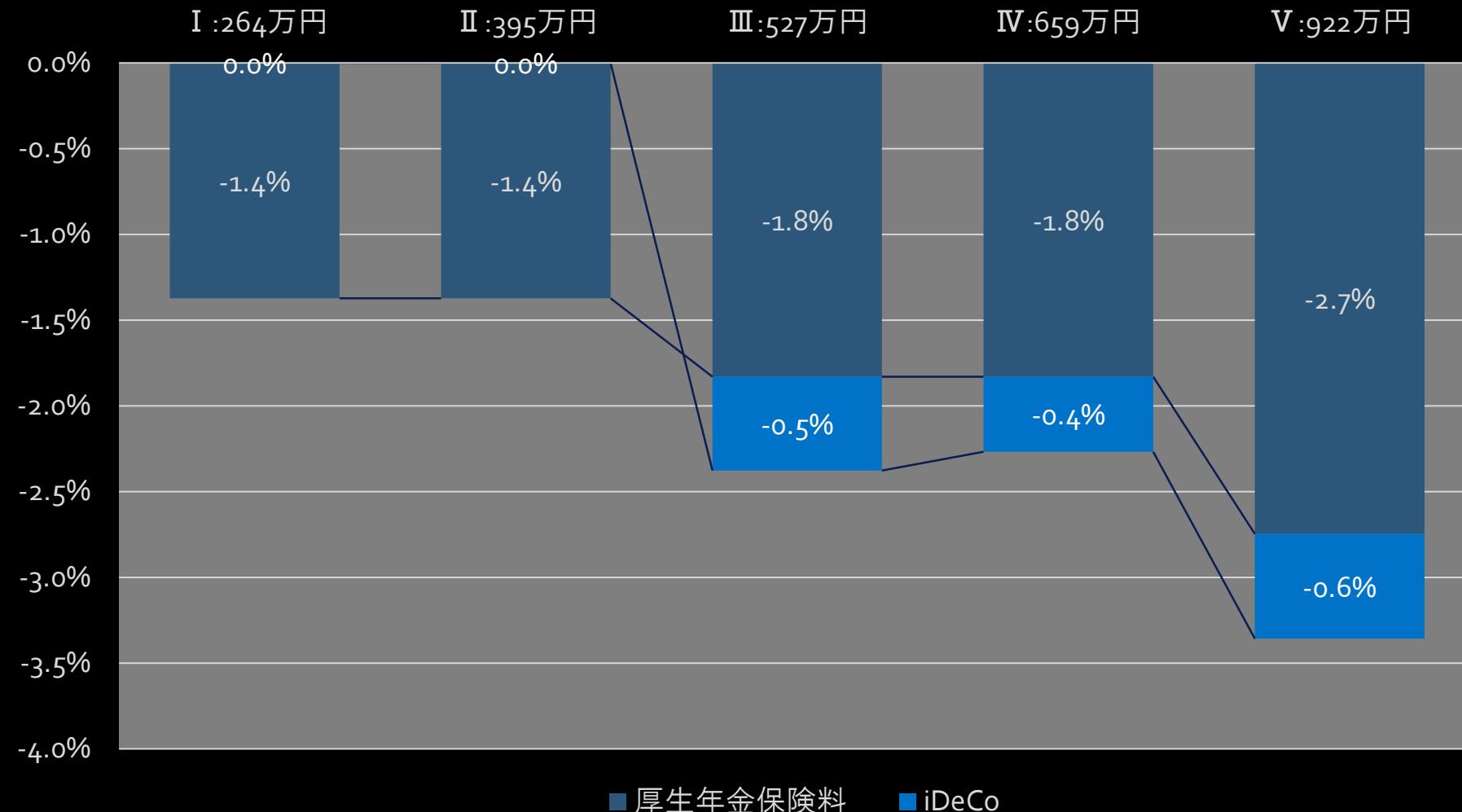
寄与度の比較

実効税率の寄与度(所得税・住民税)

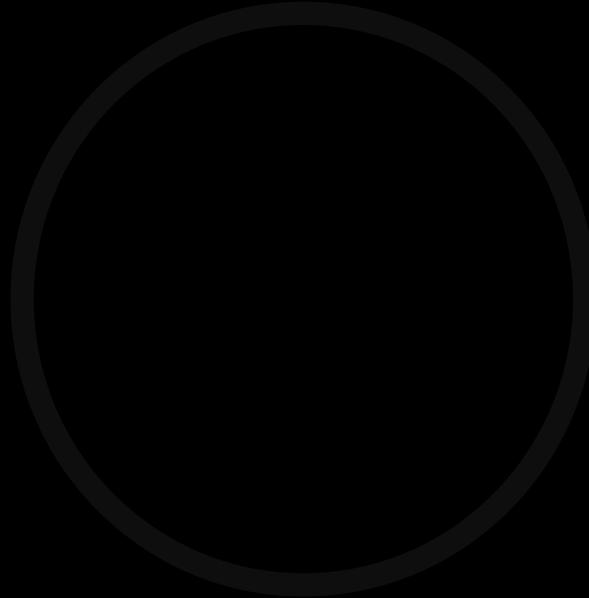


所得税に住民税を加えると、実効税率は2倍以上になる。

租税支出の寄与度(厚生年金保険料・iDeCo)



高所得世帯のiDeCoの寄与度は**-0.6%**と厚生年金保険料の4分の1の租税支出が発生する。

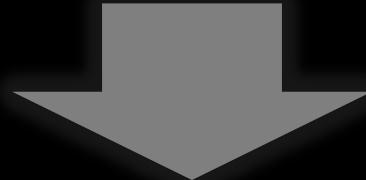


第3節：考察

実効税率と租税支出の
寄与度からわかる問題点

考察：租税負担の累進性と租税支出の逆進性

- ◆ 実効税率 → 3.7%(低所得世帯)と 11.1%(高所得世帯)の間には **7.3%** の差がある。
これが税負担の累進の程度を示す。
- ◆ 租税支出 → -1.4%(低所得世帯)と -3.4%(高所得世帯)の間には **2.0%** の差がある。



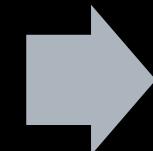
年金関連の減税規模はかなりの域に達している。
モデル世帯(第Ⅲ分位)において、年金税制により税負担が3割近く減額されている。
租税支出率は高所得者において大きく、減税は逆進的であると言える。
税負担の累進性を2%程度弱くしていることがわかる。



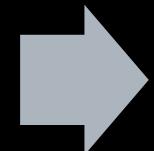
5.退職金と実効税率について

本章の構成

退職金一時
金として受け
取った場合
の計算



20年均等と
して受け
取った場合
の計算



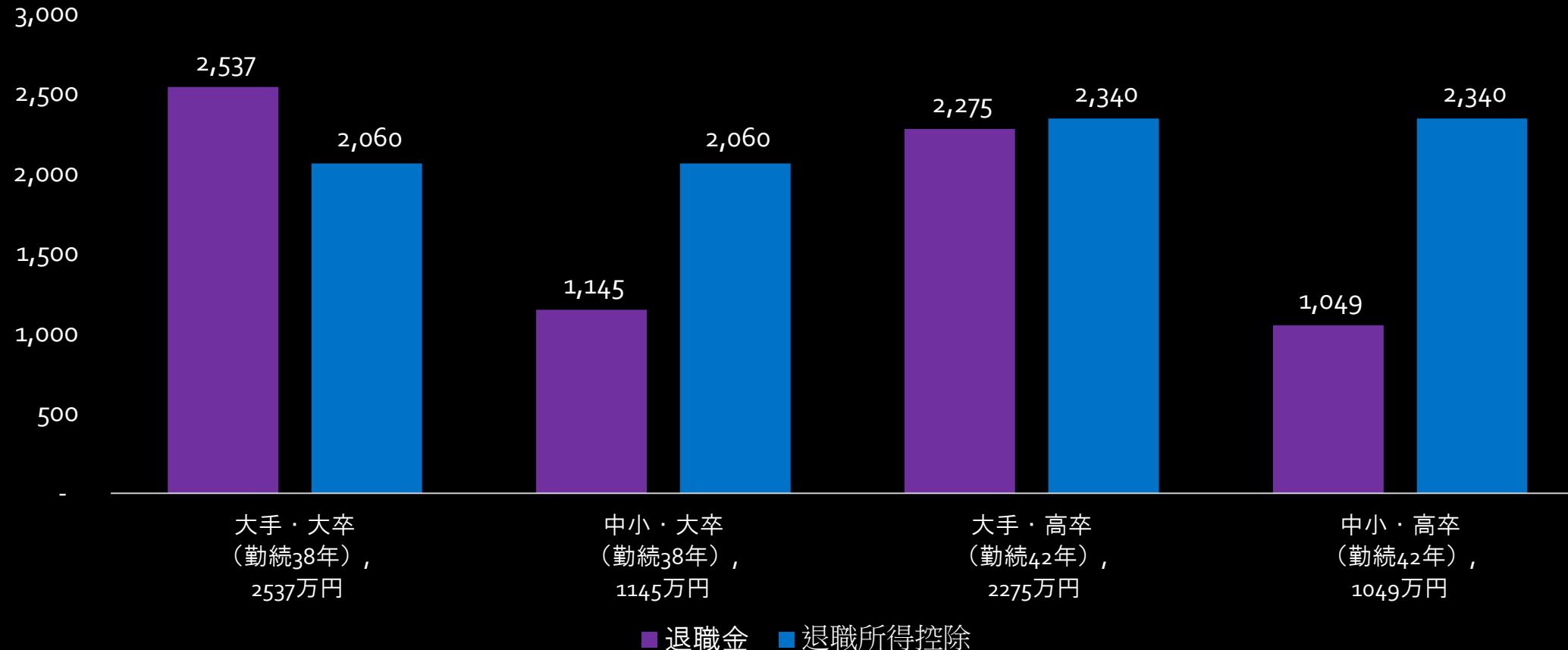
両者の比
較：まとめ

試算の前提：退職一時金の金額

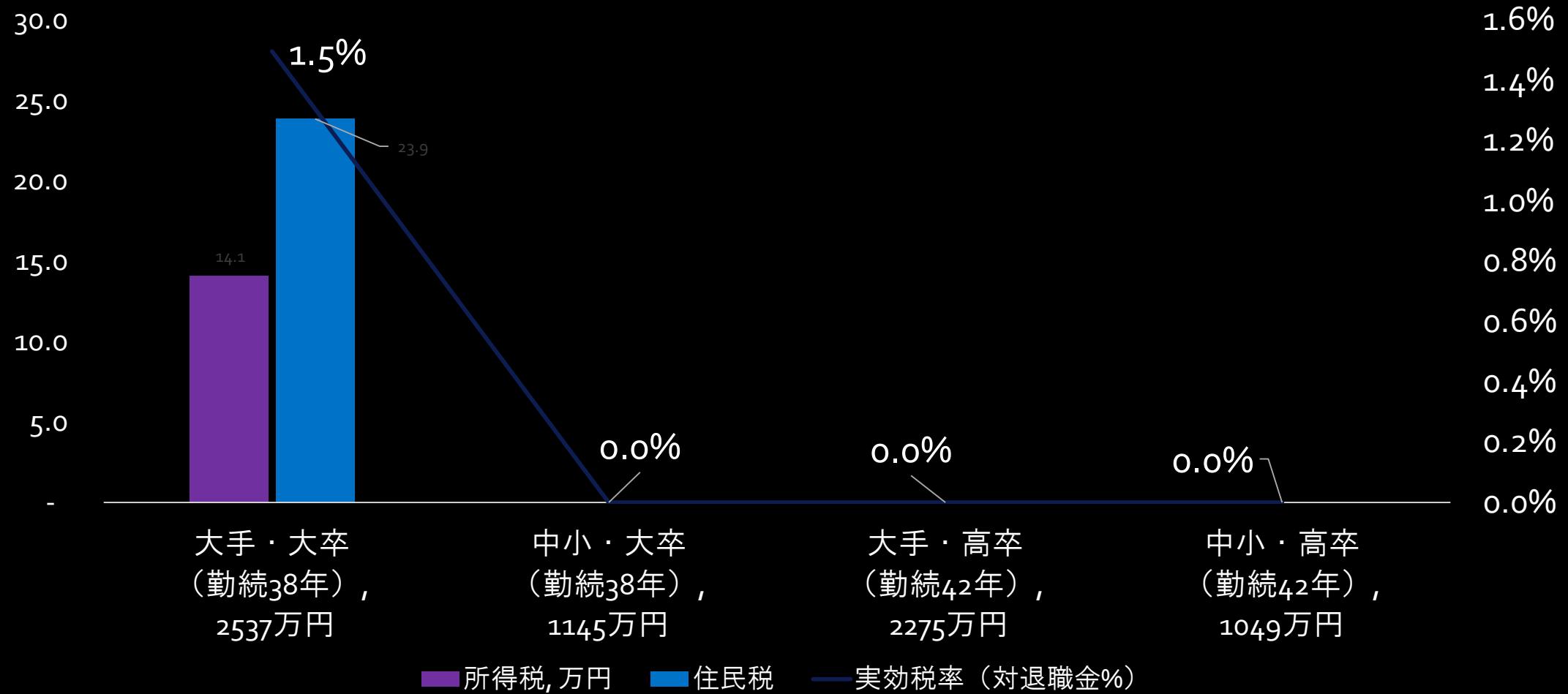
カテゴリー	勤続年数	金額
大卒大手	38年	2,537万円
大卒中小	38年	1,145万円
高卒大手	42年	2,275万円
高卒中小	42年	1,049万円

出所：平成18年、日本経団連発表データ、中小企業の賃金・退職金事情をもとに設定

退職金 < 退職所得控除 ⇒ 税負担なし？



退職金一時金ケースの実効税率



試算結果（その1）

- ・ 退職所得控除の適用により、4ケースのうち大卒大手以外は、税金が課されない。
- ・ 実効税率は0%となり、大卒大手でも1.5%に留まる。

試算の前提：退職金20年均等の場合

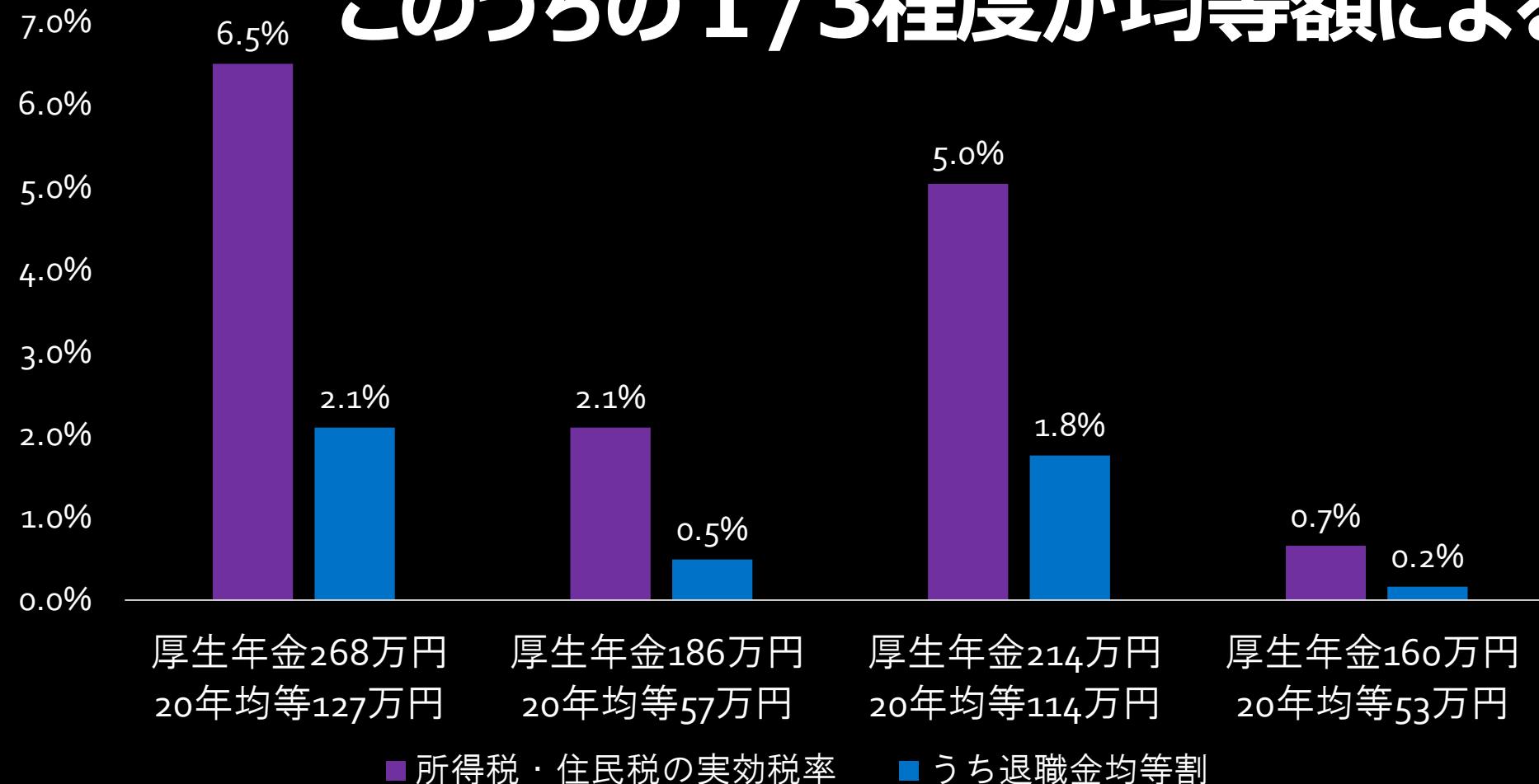
カテゴリー	20年均等	厚生年金
大卒大手	127万円	268万円
大卒中小	57万円	186万円
高卒大手	114万円	214万円
高卒中小	53万円	160万円

注：20年均等ケースでは、これ以外に厚生年金を受給すると考え、それとの合計額に、所得税、住民税が課せられると考えた。

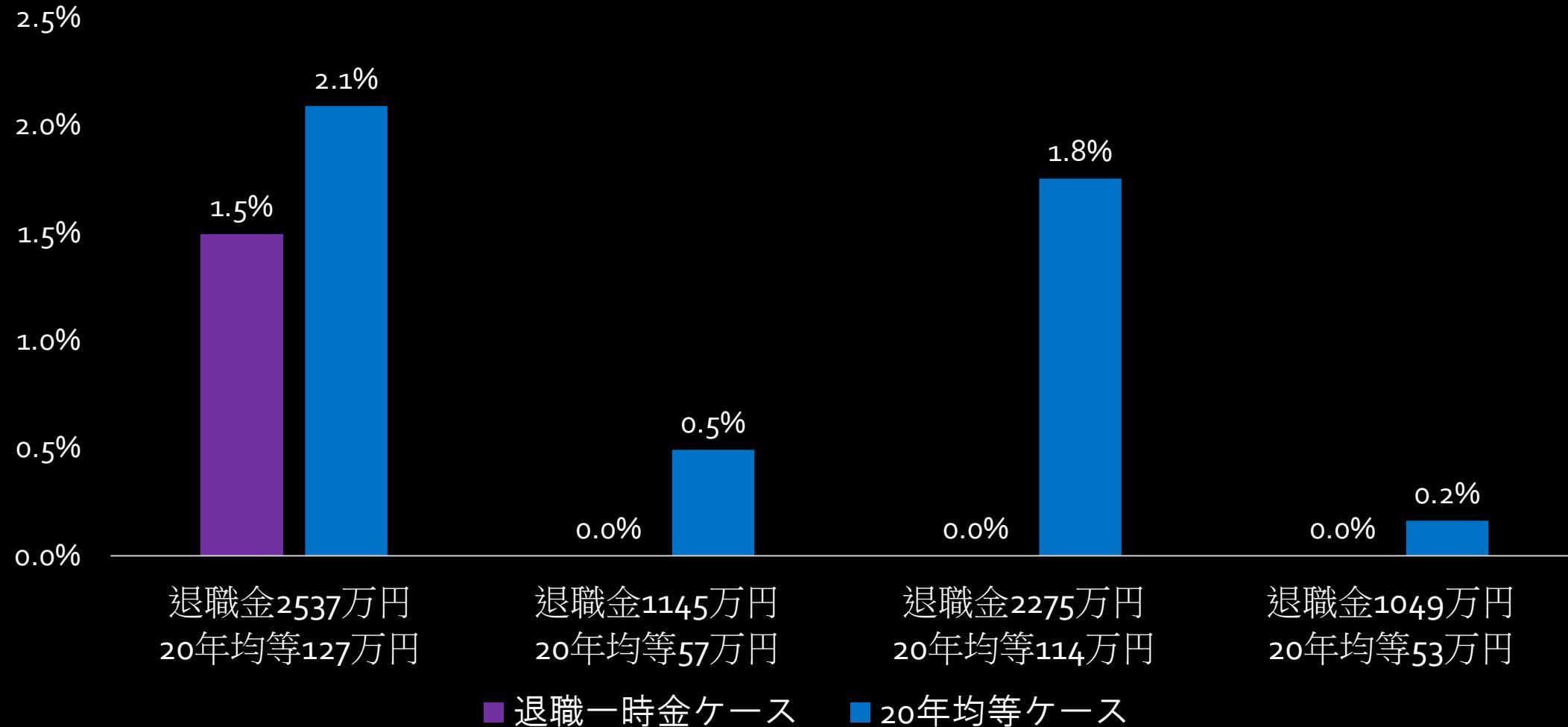
試算結果：退職金20年均等ケース

実効税率は0.7%～6.5%

このうちの1/3程度が均等額による



試算結果：退職一時金に比べて20年の均等では、 所得税が発生する



試算結果（その2）

- ・ 退職一時金では、ほとんど無税だが、20年均等では所得税・住民税が発生
- ・ 現役時の実効税率と比較すると、かなり低い負担率
- ・ 退職金が年金という性格を有するならば、低い負担率は問題では？

試算結果のまとめ

一時金として受け
取った場合

- 退職所得控除が適用され、大卒大手以外は、税金が課されない
- 実効税率もほとんどが0%

20年均等として
受け取った場合

- 一時金と比べると、実効税率は上回る
- しかし、現役時の実効税率と比較すると、下回る

本章のまとめ

退職金の実効税率は総じて低い

引退時課税という原則から外れている

少なくとも退職一時金は、年金並みに課
税すべき

現役時の課税（法人税）の見直し？



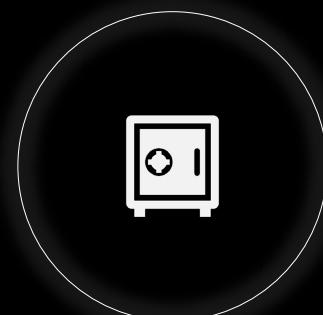
第6章

引退時代の実効税率と租税支出



もくじ

全3節で構成されていて、1節では現在の引退世代での税負担、2節では現役時との比較、3節では税金回収に対する問題点を述べています。



第1節

試算結果1

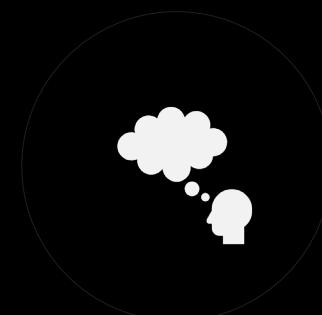
引退時代の税負担はどうなっているのか？



第2節

試算結果2

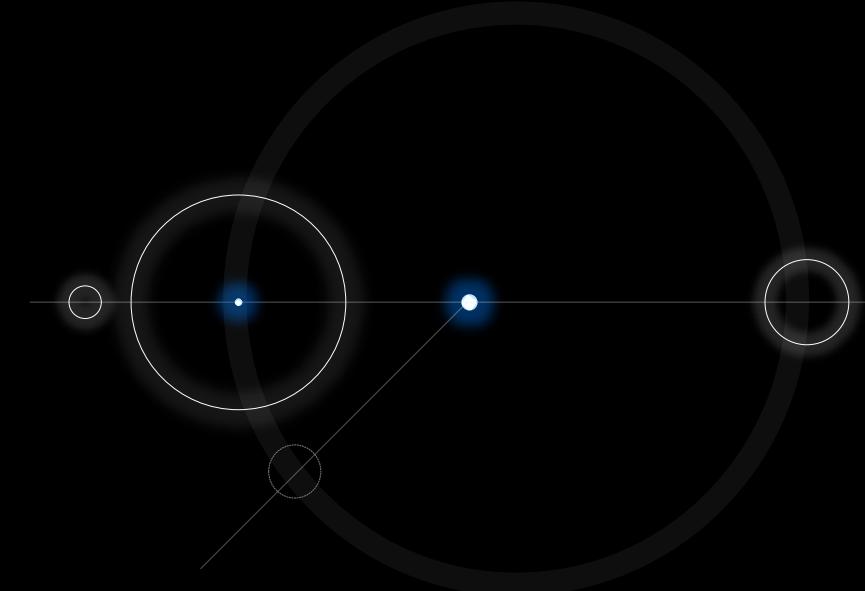
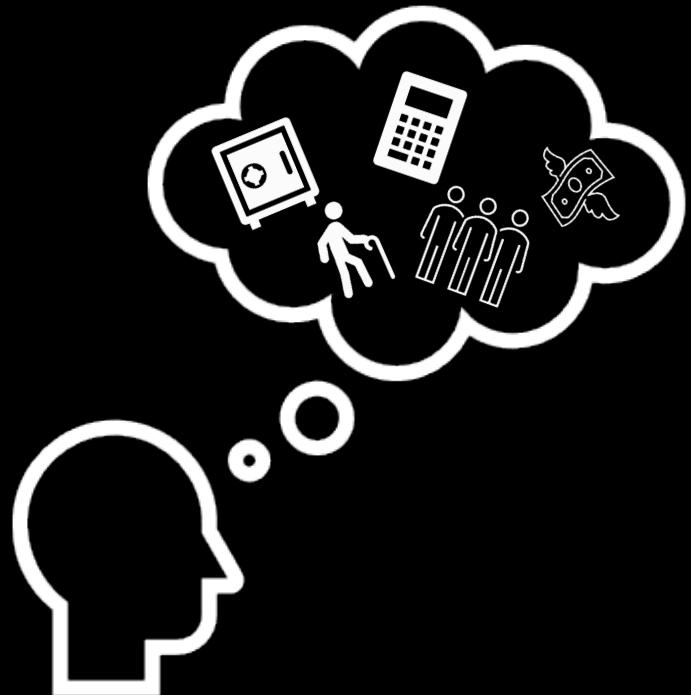
現役時代との比較。



第3節

考察

現役時代を非課税、引退時代を課税という考え方の問題点。



- ・日本の家庭を年収によって分ける = 世帯別とする
- ・世帯別でどれだけ所得税と住民税に違いが出るか調べる
- ・世帯ごとの税金の負担を実効税率として算出する
- ・実効税率における各税金や公的年金、私的年金の寄与度を算出する

第1節：試算結果1

引退時代の税負担はどうなっているのか？

試算結果1

夫婦世帯で妻が専業主婦の場合

夫婦（妻専業主婦）					
収入分位	I	II	III	IV	V
年収うち退職金					
年収うち年金所得（公的年金）	1,320,000	1,590,000	1,860,000	2,130,000	2,670,000
年収うち年金所得（私の年金）	0	100,000	200,000	400,000	600,000
年収うち妻の年金所得（公的年金）	780,000	780,000	780,000	780,000	780,000
年収うち妻の年金所得（私の年金）	0	0	0	0	0
給与所得控除					
公的年金等控除	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
退職所得控除額					
基礎控除（所得税）	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
基礎控除（住民税）	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000
配偶者控除（所得税）	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
老人控除配偶者控除（所得税）	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
配偶者控除（住民税）	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000
老人控除配偶者控除（住民税）	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
社会保険料控除（医療介護）	198,957	233,848	268,739	313,060	382,842
社会保険料控除（うち年金9.15%）(b)	0	0	0	0	0
iDeCo掛け金	0	0	0	0	0
共済等掛金料控除（うちiDeCo）(b)	0	0	0	0	0
合計所得（所得税・課税ベース）	0	0	0	156,940	827,158
合計所得（住民税・課税ベース）	0	0	0	406,940	1,077,158
妻の合計所得（所得税・課税ベース）	0	0	0	0	0
妻の合計所得（住民税・課税ベース）	0	0	0	0	0
所得税の限界税率	5%	5%	5%	5%	5%
所得税	0	0	0	7,847	41,358
所得税（妻）	0	0	0	0	0
住民税	0	0	0	40,694	107,716
住民税（妻）	0	0	0	0	0
所得税+住民税（c）	0	0	0	48,541	149,074
妻の所得税+住民税（c）	0	0	0	0	0
実効税率（c/a）	0.0%	0.0%	0.0%	1.47%	3.68%
実効税率、夫	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	4.6%
実効税率、妻	0%	0%	0%	0%	0%
租税支出（d=(b+b)×限界税率）	9,948	11,692	13,437	15,653	19,142
租税支出率（e=-d/a）	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%

- 表は日本人を年収によって分けたもので、右のVのほうが収入が高く、左のIの方が年収が低いものになっている
- ここではこのI～Vを収入分位として考える
- 現役期とは年収自体が約半分になっている
- 実効税率は収入分位Vを現役期と比較すると、現役期は11.1%、引退期では3.8%となっている
- 租税支出率に関しては、現役期は-3.4%から、引退期は-0.5%と政府の負担率が大きくすくなくなっている
- 現役期と引退期で収入に関しては1/2になっているが各値においては1/2以上の変化率が見られる

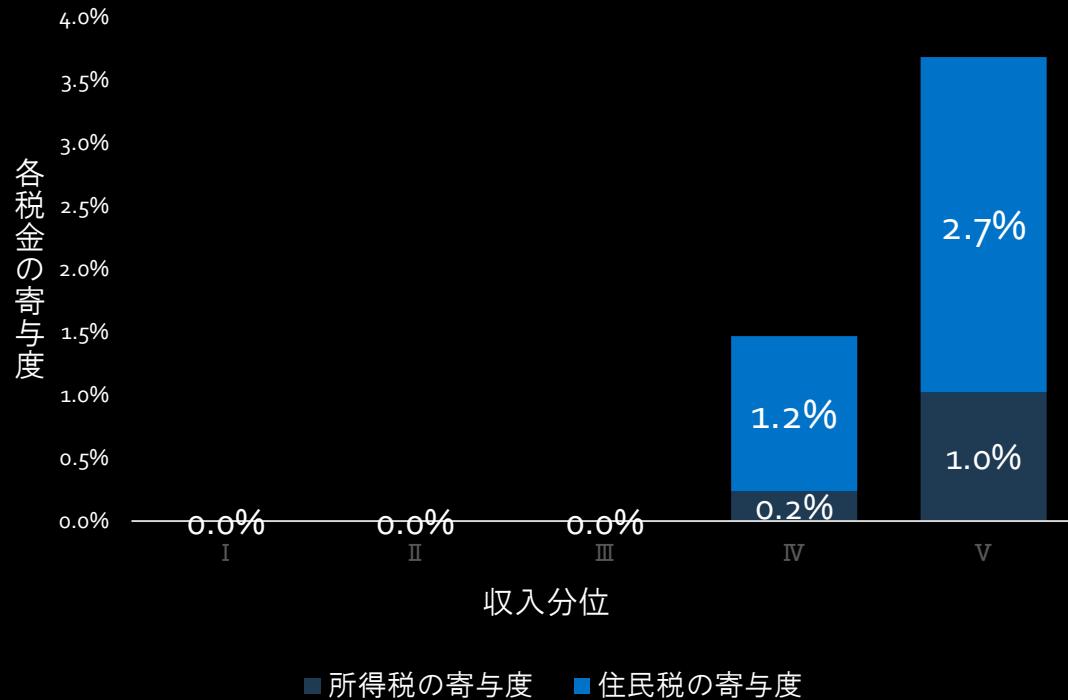
←第二節ではここを比較

夫婦世帯（妻専業主婦）の実効税率、収入階級別

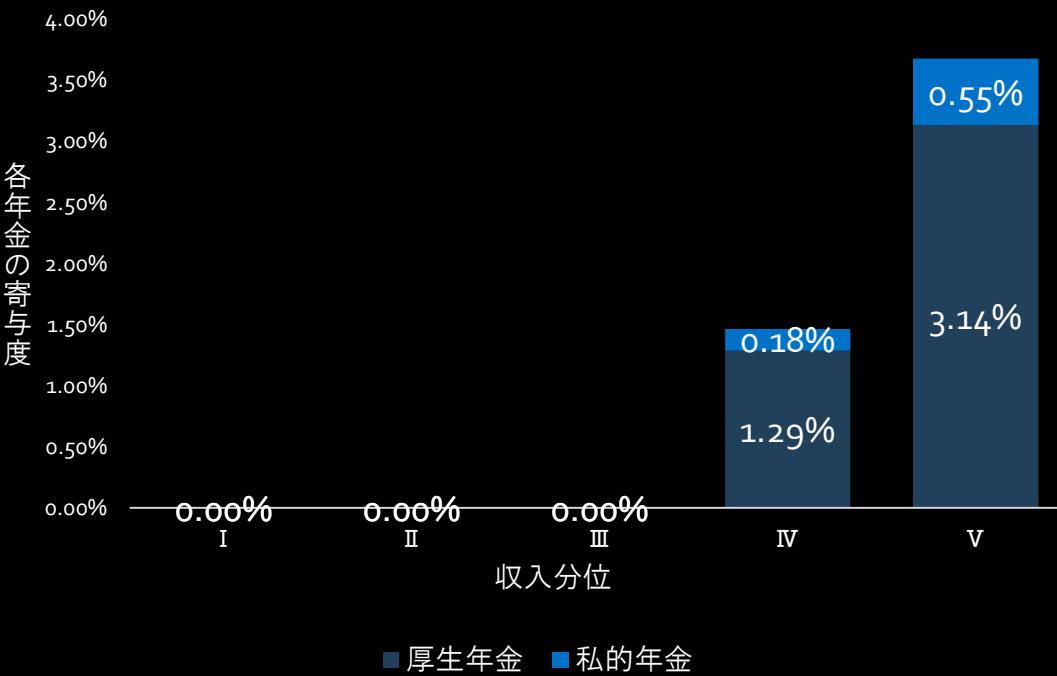
寄与度に関しては倍率の多くかかる
住民税が多い

年金の比率に関しては厚生年金が多く占めている

夫婦世帯（妻専業主婦）における
所得税と住民税の寄与度



夫婦（妻専業主婦）世帯における厚生年金と
私的年金の実効税率における寄与度



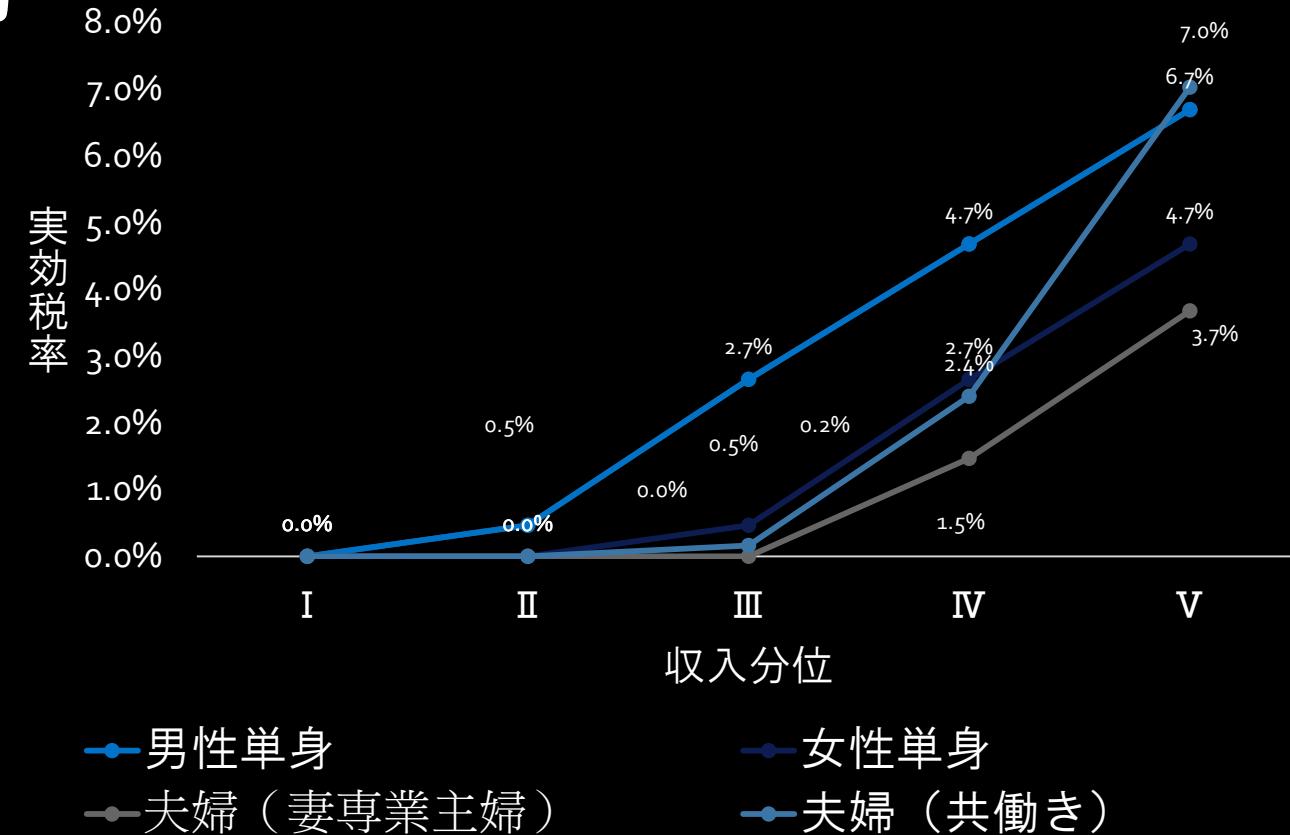
■ 所得税の寄与度 ■ 住民税の寄与度

■ 厚生年金 ■ 私的年金

妻専業主婦の場合は妻の年金収入に対して税金がかからないので、実効税率が大きく減少する

- 日本の家庭は妻が専業主婦ではない場合もある
- そのため、男性単身や女性単身、夫婦で妻も働いている場合などで4つの世帯にタイプを考えた
- グラフはその世帯を収入分位ごとに実効税率がどうなっているかなどを示す

世帯類型別実効税率



第2節：試算結果2

現役時代との比較

- 第1節で算出された引退時代の実効税率と租税支出を第4章の現役時代の実効税率と租税支出で比較する

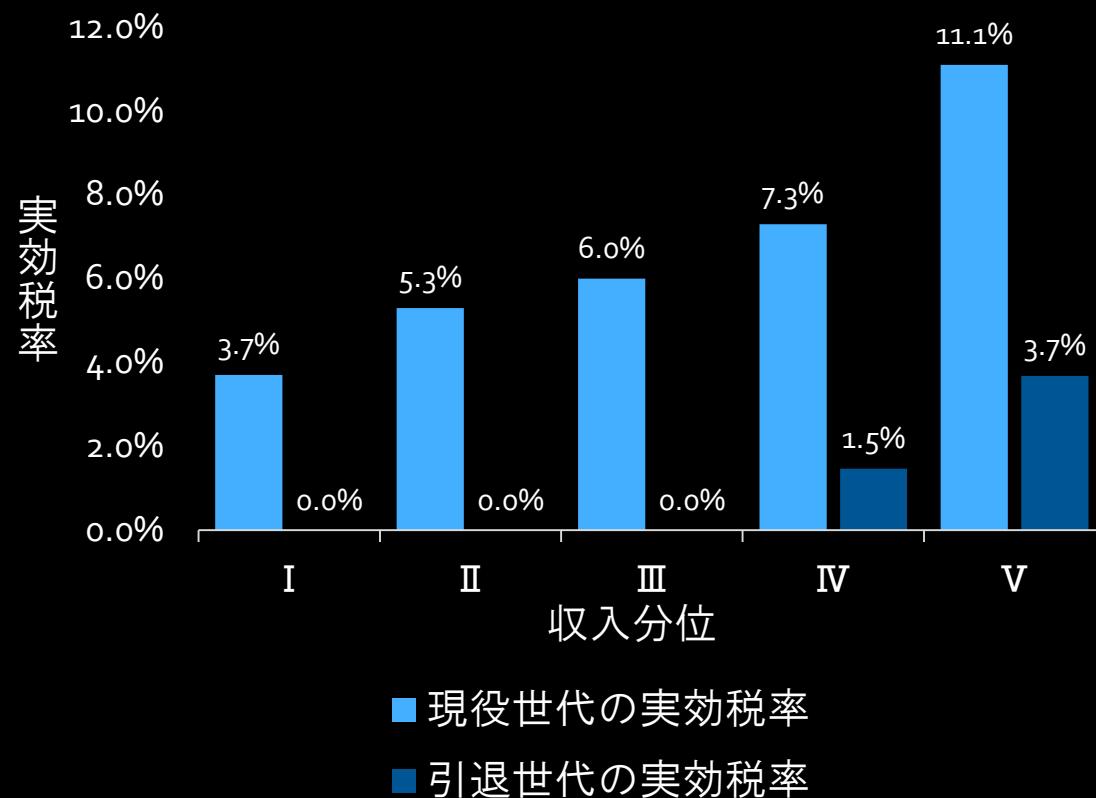


現役時代と引退時代での実効税率と租税支出率の比較

Contoso

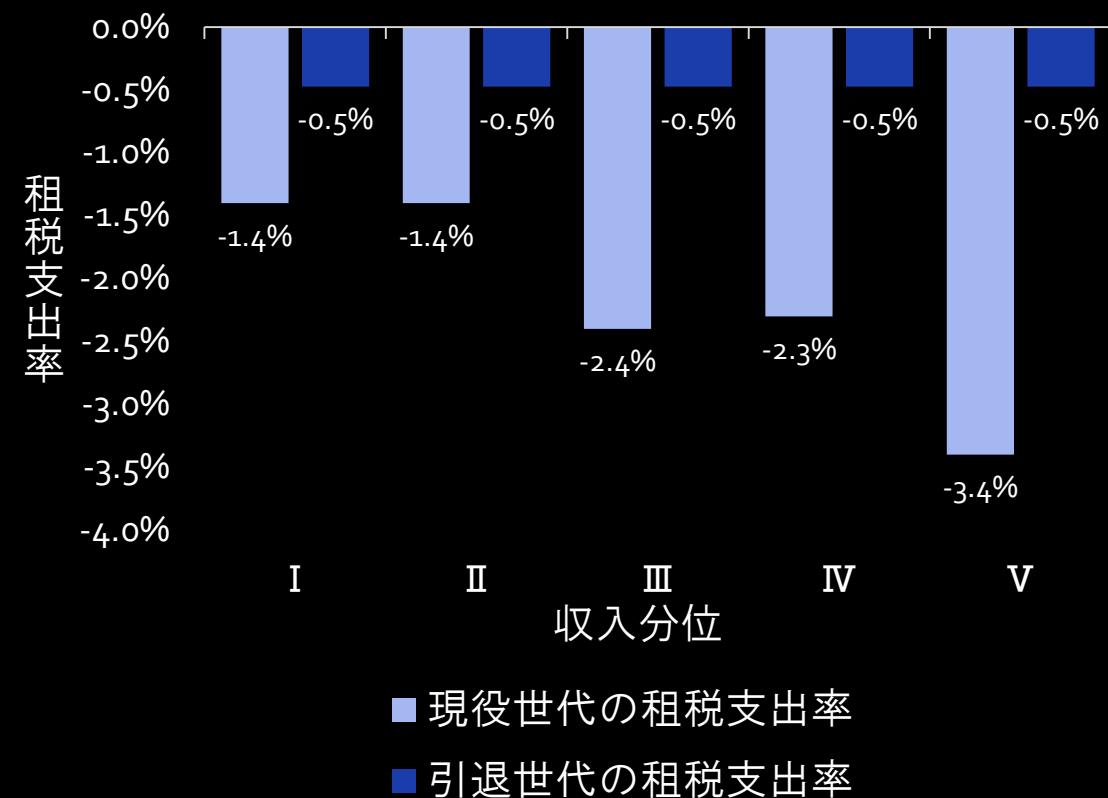
引退期と現役期の収入が半分になるの
に対して、実効税率は約1/3になる

現役世代と引退世代の実効税率

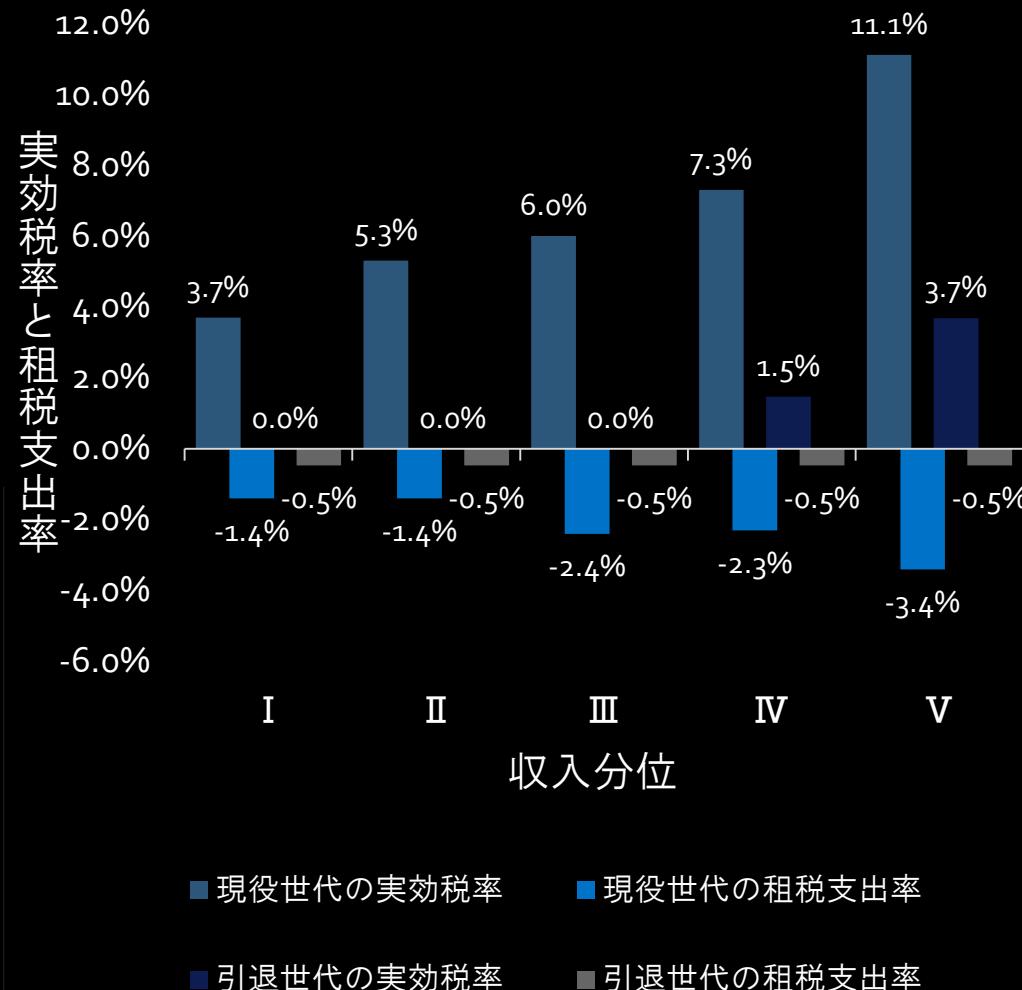


収入が半分になるのに対して、租税支出率
は約1/7となる

現役世代と引退世代の租税支出率



現役世代と引退世代の実効税率と 租税支出率

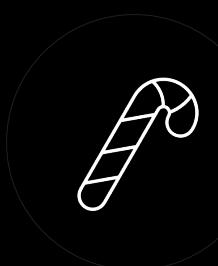


比較の結果



結果1

現役期の実効税率は最低3.7%、最高11.1%であり、租税負担の累進性を示す両者の差分は7.4%である



結果2

引退期の実効税率は最低0.0%、最高3.7%であり、両者の差分は3.7%である



指摘1

現役時に比べると引退時の実効税率が少ない



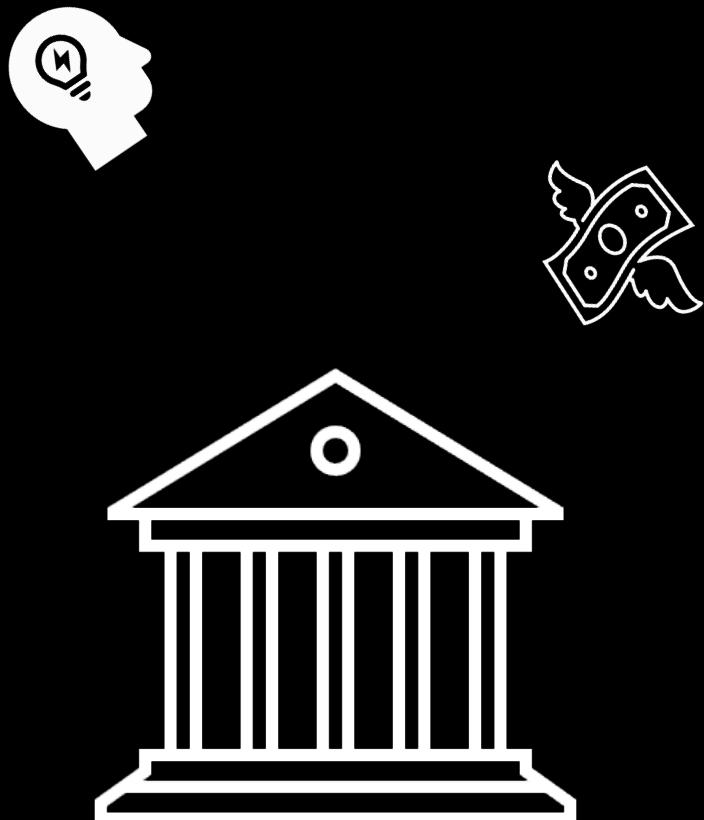
指摘2

現在の税制度は引退世代内の所得再分配に消極的のように見受けられる

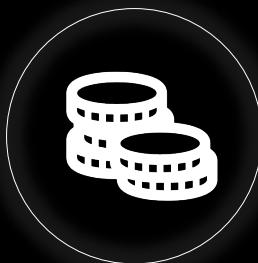
第3節：考察

現役時代を非課税
引退時代を課税という考え方の問題点

- ・現在の日本政府がとっている税回収の考え方の問題点を挙げていく



現役時代を非課税 引退時代を課税という考え方の問題点



問題点1

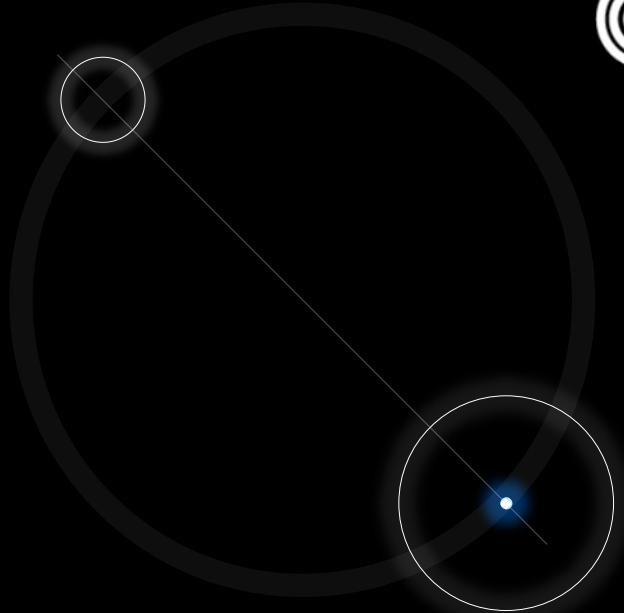
引退期における控えめな所得再分配も現役と引退を通算すると帳消しになること



問題点2

年収が半分以下になってしまっている引退時に課税を強化してしまうと、負担が大きくなる





contoso

第7章 まとめ

- 第4章、第5章、第6章の要点を振り返る
- 各章で浮かんだ問題を踏まえ、改善案を示す

もくじ

各章の内容を要点をまとめ、そこから考えられる改善案を示す。



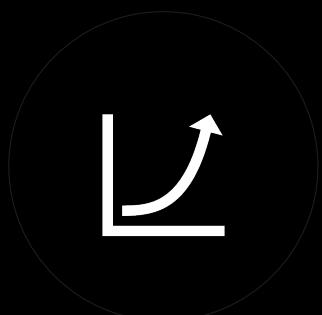
第1節

- ・ 現役期の試算結果である第4章を振り返る
- ・ 問題点、要点をまとめること



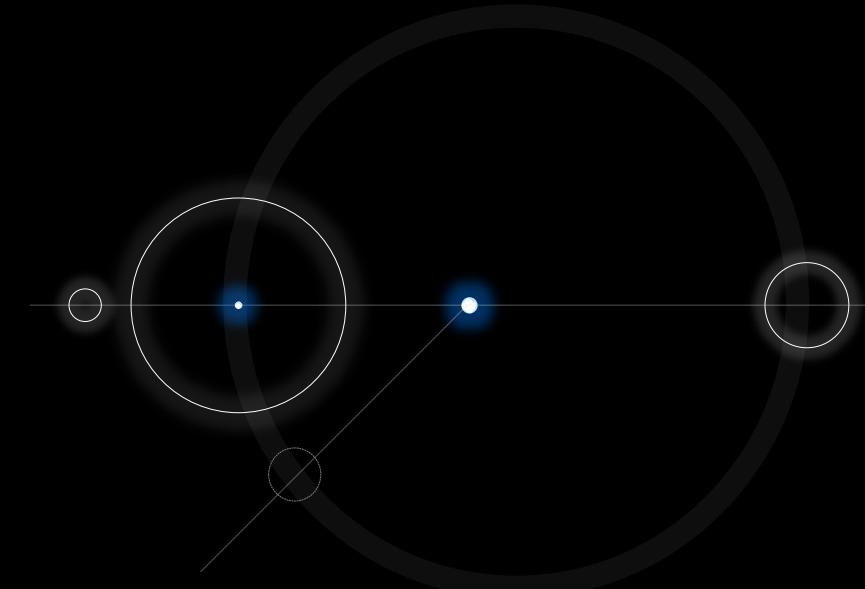
第2節

- ・ 引退世代である第5章、第6章の内容を振り返る
- ・ 問題点、要点をまとめること



第3節

- ・ 第1節、第2節を比較する
- ・ そこから考えられる、改善案を示す



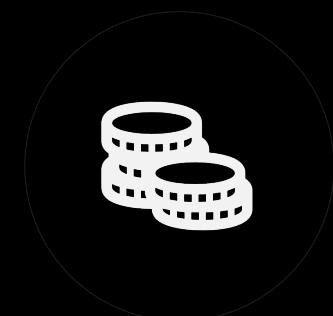
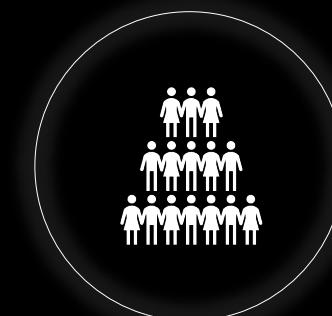
第1節

現役期の内容、要点をまとめると

- 各値があらわしていることを振り返る
- 現役期の実効税率や租税支出率を振り返る

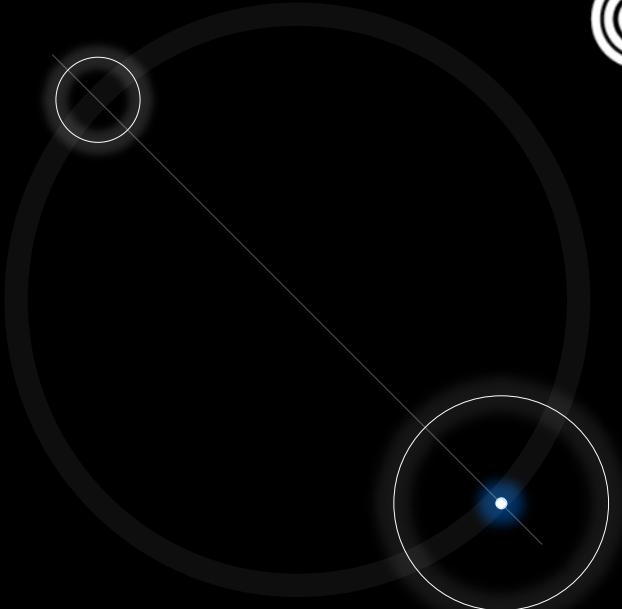
収入分位	I	II	III	IV	V
年収うち給与所得(a)	2,640,000	3,948,000	5,268,000	6,588,000	9,216,000
年収うち退職金					
年収うち年金所得					
給与所得控除	872,000	1,229,600	1,493,600	1,758,800	1,950,000
公的年金等控除	1,200,000	1,362,000	1,575,200	1,773,200	2,015,800
退職所得控除額					
基礎控除(所得税)	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
基礎控除(住民税)	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000
配偶者控除(所得税)	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
老人控除配偶者控除(所得税)	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
配偶者控除(住民税)	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000
老人控除配偶者控除(住民税)	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
社会保険料控除15%	396,000	592,200	790,200	988,200	1,382,400
社会保険料控除(うち年金9.15%)(b)	241,560	361,242	482,022	602,802	843,264
iDeCo掛け金	0	0	144,000	144,000	188,000
共済等掛金料控除(うちiDeCo)(b')	0	0	144,000	144,000	188,000
合計所得(所得税・課税ベース)	512,000	1,266,200	1,980,200	2,737,000	4,735,600
合計所得(住民税・課税ベース)	712,000	1,466,200	2,180,200	3,037,000	5,035,600
所得税の限界税率	5%	5%	10%	10%	20%
所得税	25,600	63,310	100,520	176,200	519,620
住民税	71,200	146,620	218,020	303,700	503,560
所得税+住民税(c)	96,800	209,930	318,540	479,900	1,023,180
実効税率(c/a)	3.7%	5.3%	6.0%	7.3%	11.1%
租税支出(d=(b+b')×限界税率)	36,234	54,186	125,204	149,360	309,379
租税支出率(e=d/a)	-1.4%	-1.4%	-2.4%	-2.3%	-3.4%
租税支出なしケースの実効税率(d-e)	5.0%	6.7%	8.4%	9.6%	14.5%

減税規模がとても大きくなっている



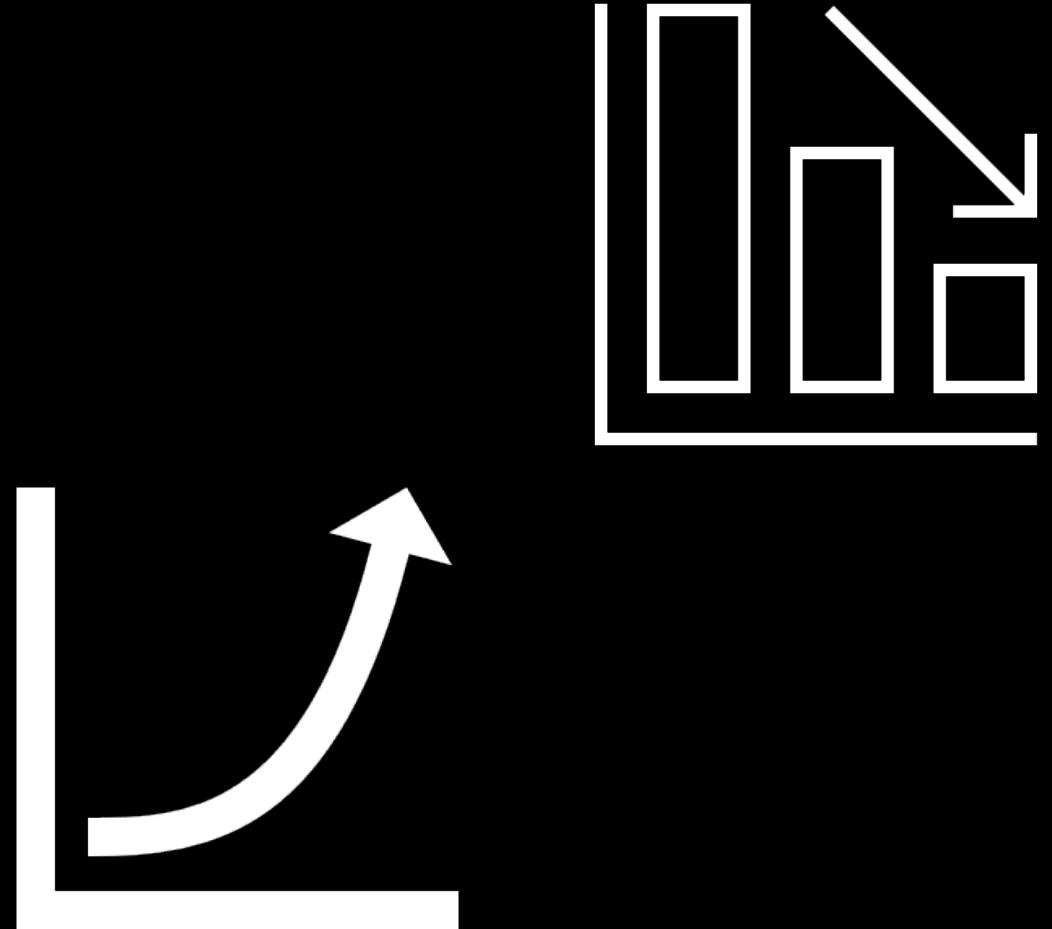
収入分位 利用した比率 試算結果

- 標準的な年収の世帯をIIIとする、年収別で世帯を分けたもの
- Iが最も年収が低く、Vが最も年収が高い
- 実効税率とは、総税金額を年収で割ったもの
- 租税支出率は租税支出を年収で割ったもの
- V分位とI分位の各比率の差を出した実効税率は差が7.4%となる
租税支出率は差が-2.0%となる

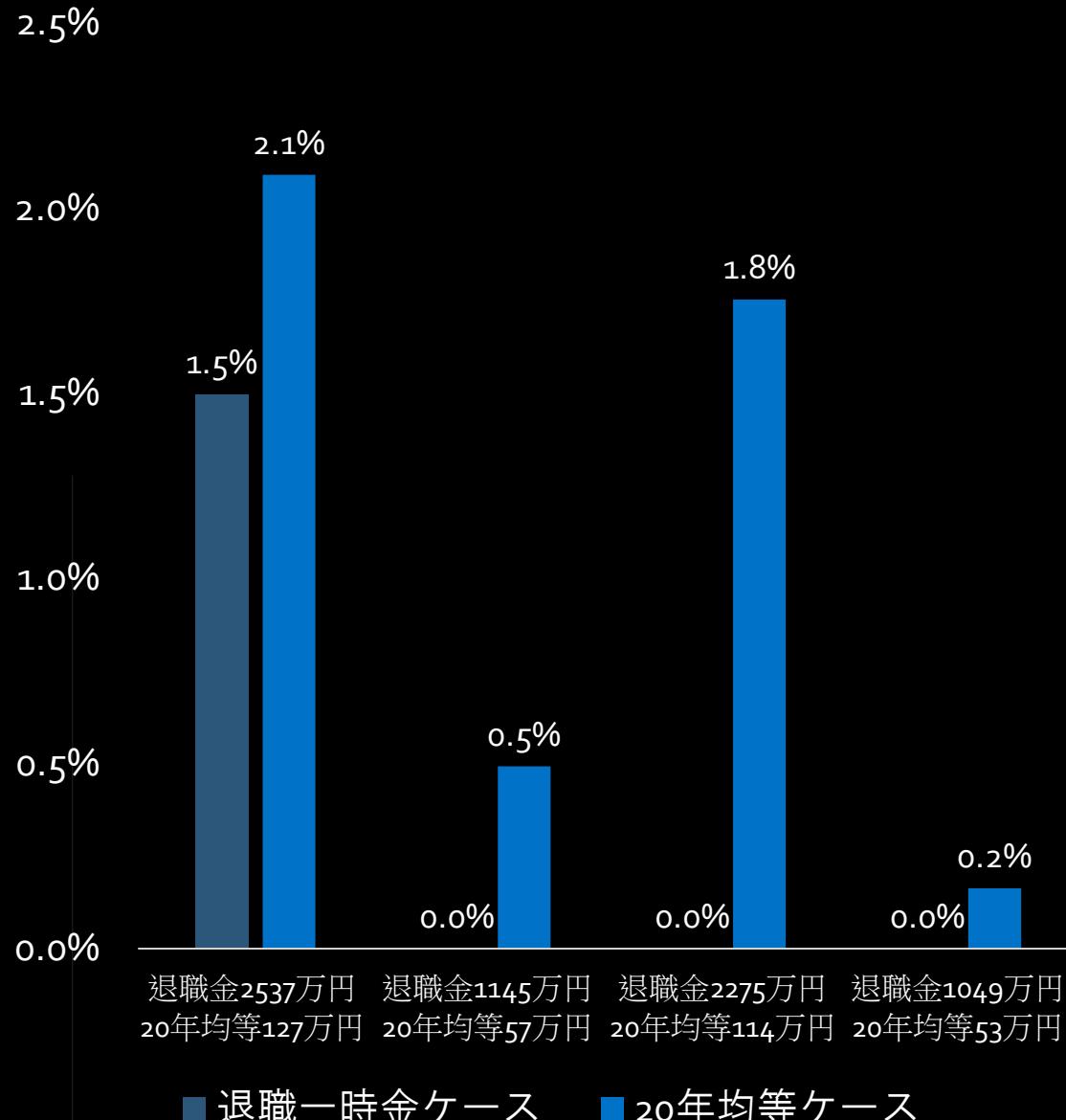


第2節

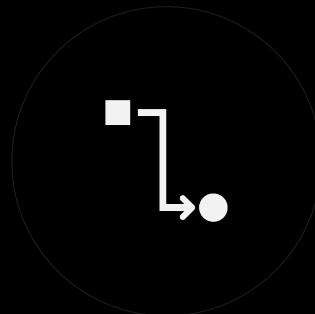
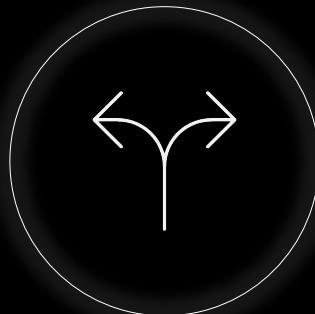
引退期の退職金と年金年収のそれぞれに掛かる税金を振り返る



- 引退期における主な収入源である退職金と年金に掛かる税金を振り返る
- またそれぞれの実効税率と租税支出率を示す



一時金形式では、実効税率がほぼ掛からない



ケース分け

- この章では試算が収入分位別ではない
- 最終学歴や大企業か否かでケース分けをして試算を行った

受け取り方

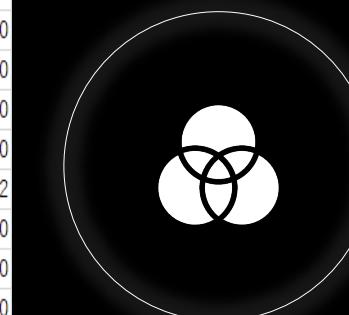
- 一時金として退職金を受け取るケースを退職金一時形式
- 20年で分割して受け取るケースを20年分割形式

試算結果

- 実効税率では、退職金一時形式であれば0%になることがほとんどであった
- 掛けたとしてもわずか1.5%であった

収入分位	I	II	III	IV	V
年収うち退職金					
年収うち年金所得（公的年金）	1,320,000	1,590,000	1,860,000	2,130,000	2,670,000
年収うち年金所得（私的年金）	0	100,000	200,000	400,000	600,000
年収うち妻の年金所得（公的年金）	780,000	780,000	780,000	780,000	780,000
年収うち妻の年金所得（私的年金）	0	0	0	0	0
給与所得控除					
公的年金等控除	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
退職所得控除額					
基礎控除（所得税）	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
基礎控除（住民税）	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000
配偶者控除（所得税）	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
老人控除配偶者控除（所得税）	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
配偶者控除（住民税）	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000
老人控除配偶者控除（住民税）	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
社会保険料控除（医療介護）	198,957	233,848	268,739	313,060	382,842
社会保険料控除（うち年金9.15%）(b)	0	0	0	0	0
iDeCo掛け金	0	0	0	0	0
共済等掛金料控除（うちiDeCo）(b')	0	0	0	0	0
合計所得（所得税・課税ベース）	0	0	0	156,940	827,158
合計所得（住民税・課税ベース）	0	0	0	406,940	1,077,158
妻の合計所得（所得税・課税ベース）	0	0	0	0	0
妻の合計所得（住民税・課税ベース）	0	0	0	0	0
所得税の限界税率	5%	5%	5%	5%	5%
所得税	0	0	0	7,847	41,358
所得税（妻）	0	0	0	0	0
住民税	0	0	0	40,694	107,716
住民税（妻）	0	0	0	0	0
所得税+住民税（c）	0	0	0	48,541	149,074
妻の所得税+住民税（c）	0	0	0	0	0
実効税率（c/a）	0.0%	0.0%	0.0%	1.47%	3.68%
実効税率、夫	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	4.6%
実効税率、妻	0%	0%	0%	0%	0%
租税支出（d=(b+b')×限界税率）	9,948	11,692	13,437	15,653	19,142
租税支出率（e=-d/a）	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%

引退期の課税金額が少ない



各比率

- 引退期では受け取る年金にいくら税金が掛かるか試算した



比較

- 実効税率と租税支出を試算
- その値を現役期と比較



試算結果

- VとIで実効税率と租税支出率の差を比べる
- 実効税率の差は3.7%
- 租税支出率の差は0%となる



第3節

現役期と引退期の比較から、改善案を示す



改善案

引退期に課税、現役期に非課税という考え方を変えるべき



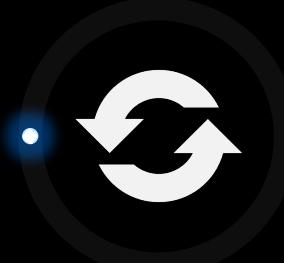
指摘

- ・引退期の課税額が少ない
- ・現役期の非課税の額が多い



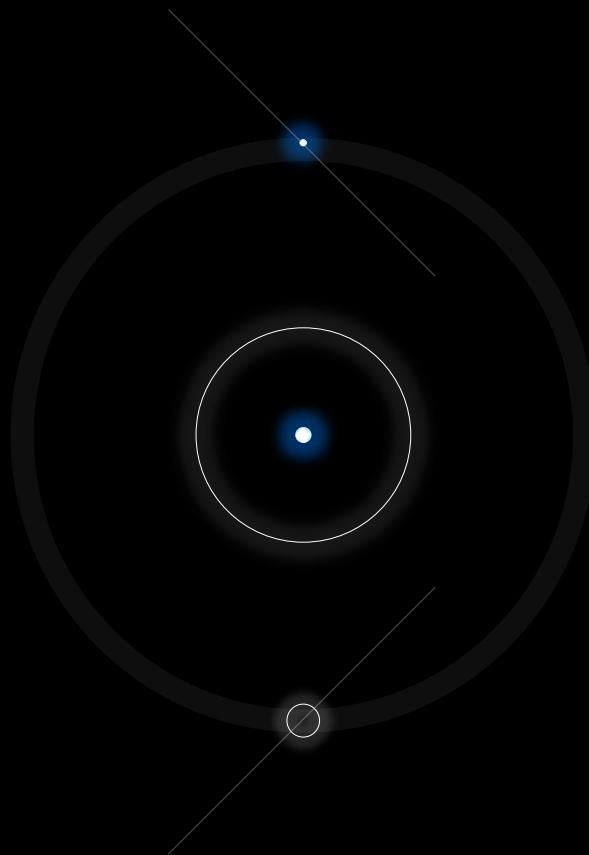
改善案 1

- ・引退期の課税制度をさらに強化する
- ・例えるならば所得税の税率等の見直し



改善案2

- ・現役期の租税支出を縮小する
- ・例えるならば社会保険料控除等の見直し



ありがとうございました